

## 富士宮市いやしの空間プロジェクト規約

(名称)

第1条 この会は、富士宮市いやしの空間プロジェクトという。

(目的)

第2条 この会は、富士宮市の公共施設のアメニティ向上のために、富士宮市の公共施設にバリアフリーに配慮した緑豊かないやしの空間を創出し、富士宮市にその成果物を提供することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、前条の目的に賛同する個人及び法人並びに団体を持って組織する。

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

会計 1人

監事 1人

幹事 若干人

2 役員任期は、1年とする。

(会議)

第5条 会議は、総会及び役員会とし、必要の都度、会長が招集し、会議は会長が議長となる。

(経費)

第6条 この会の運営に要する経費は、この会の賛同者の負担とする。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会議により定める。

附 則

この規約は、平成22年6月25日から施行する。また、この規約は、第2条の目的を達成したとき、若しくは事業が必要でなくなった場合に廃止する。

附 則

この規約は、平成22年10月5日から施行する。